

令和4年2月15日

令和4年広島県議会2月定例会議案（その1）

広島県

令和4年広島県議会2月定例会議案目次（その1）

県第1号	令和4年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和4年度広島県証紙等特別会計予算	18
県第3号	令和4年度広島県管理事務費特別会計予算	21
県第4号	令和4年度広島県公債管理特別会計予算	24
県第5号	令和4年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	28
県第6号	令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	31
県第7号	令和4年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	34
県第8号	令和4年度広島県農水産振興資金特別会計予算	37
県第9号	令和4年度広島県県営林事業費特別会計予算	40
県第10号	令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	43
県第11号	令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	48
県第12号	令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	53
県第13号	令和4年度広島県病院事業会計予算	56
県第14号	令和4年度広島県工業用水道事業会計予算	59
県第15号	令和4年度広島県土地造成事業会計予算	62
県第16号	令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算	64
県第17号	令和4年度広島県流域下水道事業会計予算	67

県第 1号議案

令和 4 年度広島県一般会計予算

令和 4 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,144,020,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		340,294,048
	1 県民税	97,203,000
	2 事業税	93,058,000
	3 地方消費税	79,210,000
	4 不動産取得税	7,486,000
	5 県たばこ税	2,672,000
	6 ゴルフ場利用税	718,000
	7 軽油引取税	22,832,000
	8 自動車税	36,442,000
	9 鉦区税	4,000
	10 狩猟税	24,000
	11 産業廃棄物埋立税	624,000
	12 旧法による税	21,048
2 地方消費税清算金		125,099,000
	1 地方消費税清算金	125,099,000
3 地方譲与税		52,022,602
	1 特別法人事業譲与税	48,526,990
	2 地方揮発油譲与税	2,882,000
	3 石油ガス譲与税	113,000

(単位：千円)

款	項	金額
	4 自動車重量譲与税	363,000
	5 地方道路譲与税	10
	6 森林環境譲与税	127,602
	7 航空機燃料譲与税	10,000
4 地方特例交付金		1,357,000
	1 地方特例交付金	1,357,000
5 地方交付税		185,006,000
	1 地方交付税	185,006,000
6 交通安全対策特別交付金		500,000
	1 交通安全対策特別交付金	500,000
7 分担金及び負担金		6,558,877
	1 分担金	703,264
	2 負担金	5,855,613
8 使用料及び手数料		9,695,830
	1 使用料	5,584,331
	2 手数料	4,111,499
9 国庫支出金		165,091,326
	1 国庫負担金	74,226,548
	2 国庫補助金	87,502,573
	3 委託金	3,362,205
10 財産収入		1,204,455

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	895,776
	2 財産売却収入	308,679
11 寄附金		99,557
	1 寄附金	99,557
12 繰入金		51,782,271
	1 特別会計繰入金	220,094
	2 基金繰入金	51,562,177
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		102,624,633
	1 延滞金、加算金及び過料等	464,038
	2 県預金利子	1,801
	3 貸付金元利収入	84,044,248
	4 受託事業収入	2,642,317
	5 収益事業収入	4,688,483
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	10,783,745
15 県債		102,684,400
	1 県債	102,684,400
歳入合計		1,144,020,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		2,120,099
	1 議会費	2,120,099
2 総務費		53,846,097
	1 総務管理費	25,914,996
	2 企画費	7,593,063
	3 地域振興費	6,850,871
	4 徴税費	8,955,311
	5 選挙費	1,705,697
	6 防災費	1,960,760
	7 統計調査費	447,624
	8 人事委員会費	199,527
	9 監査委員費	218,248
3 民生費		141,602,706
	1 社会福祉費	107,078,307
	2 児童福祉費	34,019,203
	3 生活保護費	341,760
	4 災害救助費	163,436
4 衛生費		125,026,791
	1 公衆衛生費	81,172,685

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境衛生費	3,887,699
	3 環境保全費	3,943,782
	4 保健所費	1,982,746
	5 医薬費	31,570,880
	6 病院費	2,468,999
5 労働費		3,659,449
	1 労政費	391,504
	2 職業訓練費	2,155,331
	3 雇用対策費	961,978
	4 労働委員会費	150,636
6 農林水産業費		29,986,918
	1 農業費	8,047,718
	2 畜産業費	1,069,755
	3 水産業費	2,223,089
	4 農地費	8,008,540
	5 林業費	10,637,816
7 商工費		102,315,567
	1 商業費	2,095,560
	2 工鉱業費	98,866,313
	3 観光費	1,353,694
8 土木費		103,646,456

(単位：千円)

款	項	金額
	1 土木管理費	11,072,966
	2 道路橋梁費	44,066,179
	3 河川海岸費	28,401,583
	4 港湾費	9,978,232
	5 都市計画費	8,480,215
	6 住宅費	996,904
	7 空港費	650,377
9 警察費		64,567,172
	1 警察管理費	59,875,448
	2 警察活動費	4,691,724
10 教育費		187,775,718
	1 教育総務費	29,341,779
	2 小学校費	53,684,837
	3 中学校費	32,477,437
	4 高等学校費	48,823,859
	5 特別支援学校費	16,849,848
	6 大学費	4,837,900
	7 社会教育費	1,400,913
	8 保健体育費	359,145
11 災害復旧費		28,174,198
	1 農林水産施設災害復旧費	5,749,128

(単位：千円)

款	項	金額
	2 土木施設災害復旧費	22,379,670
	3 公共施設災害復旧費	25,400
	4 教育施設災害復旧費	20,000
12 公債費		147,888,766
	1 公債費	147,888,766
13 諸支出金		152,410,063
	1 地方消費税清算金	70,214,000
	2 個人県民税所得割交付金	249,000
	3 利子割交付金	453,000
	4 配当割交付金	1,790,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	2,422,000
	6 法人事業税交付金	6,543,000
	7 地方消費税交付金	63,352,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	503,000
	9 自動車取得税交付金	34
	10 環境性能割交付金	1,522,000
	11 軽油引取税交付金	5,362,000
	12 利子割精算金	29
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,144,020,000

第2表 債務負担行為		(単位：千円)	
事 項	期 間	限 度	額
令和4年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和4年度から 令和14年度まで	元金1,150,000,000千円及びこれに対する利子相当額	
地方事務所整備事業	令和5年度		91,000
県庁舎整備推進事業（県庁舎設備改修事業）	令和5年度		264,000
自動車税及び個人事業税納税通知書作成等業務委託事業	令和4年度から 令和7年度まで		63,255
広島県人口移動統計調査委託事業	令和5年度から 令和6年度まで		7,884
広島県鉱工業生産動態統計調査	令和5年度から 令和6年度まで		3,613
地域文化拠点強化事業	令和5年度		14,626
縮景園・美術館管理運営費	令和5年度		413,299
広島県立もみのき森林公園管理委託事業	令和4年度から 令和20年度まで		237,555
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和5年度から 令和6年度まで		440,000
生活排水処理対策推進事業	令和8年度から 令和44年度まで		14,587
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和5年度から 令和13年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補給	利子補給限度額 23,171
広島県医師育成奨学金事業	令和5年度から 令和10年度まで		288,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業	令和5年度	13,619
離転職者委託訓練事業	令和5年度	88,088
障害者就職支援事業	令和5年度	194
奨学金返済支援事業	令和5年度から 令和6年度まで	30,960
ひろしまの食の魅力向上事業	令和5年度から 令和6年度まで	24,000
新事業展開等支援事業	令和5年度	15,000
広島県信用保証協会の損失補償	令和4年4月1日から 令和20年7月31日まで	297,000
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和4年4月1日から 令和15年7月31日まで	66,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令和4年度	300,000
健康・医療関連産業創出支援事業	令和5年度	40,000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令和5年度から 令和6年度まで	67,500
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令和5年度から 令和9年度まで	97,100
広島県立産業技術交流センター等大規模修繕事業	令和5年度	129,400
企業立地促進対策事業	令和5年度から 令和7年度まで	2,902,692
おもてなしトイレ整備事業	令和5年度	60,200
ひろしま型スマート農業推進事業	令和5年度	60,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 5 年度 から 令和 22 年度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 34,655
農業振興資金の融資に対する利子補給	令和 5 年度 から 令和 14 年度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.517パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 13,119
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 5 年度 から 令和 25 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 116,603
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令和 5 年度 から 令和 15 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.925パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,361
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に 対する利子補給	令和 5 年度 から 令和 25 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.1パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 19,840
水産業スマート化推進事業	令 和 5 年 度	1,500
鍋石外 7 地区圃場整備事業	令 和 5 年 度	1,093,600
備北南部 2 期地区広域営農団地農道整備事業	令 和 5 年 度	53,000
安芸灘 3 期地区基幹農道整備事業	令 和 5 年 度	330,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	600
川原山池外11地区溜池等整備事業	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	705,000
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定 資金の融資に対する利子補給	令和 5 年度 から 令和 34 年度 まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年 1.3パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 2,627
井西谷外 2 工区育成林整備事業	令 和 5 年 度	70,000
明谷外 7 工区森林居住環境整備事業	令 和 5 年 度	250,000
姥ヶ迫外22地区山地治山事業	令 和 5 年 度	99,200

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
恵原山外33地区治山激甚災害対策特別緊急事業	令和5年度	213,050
漁港維持管理業務委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	4,400
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和5年度から 令和8年度まで	830,000
建設技術者等雇用助成事業	令和5年度	11,100
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和4年度から 令和24年度まで	15,867,840
一般国道487号道路災害防除事業	令和5年度	420,000
一般国道184号道路改良事業	令和5年度	100,000
一般国道317号道路改良事業	令和5年度	110,000
主要地方道吉田豊栄線道路改良事業	令和5年度	1,500,000
主要地方道鞆松永線道路改良事業	令和5年度	600,000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和5年度から 令和7年度まで	2,900,000
一般県道三次江津線道路改良事業	令和5年度	400,000
一般県道広島海田線道路改良事業	令和5年度	700,000
一般県道加茂福山線道路改良事業	令和5年度	150,000
道路事業（単独）	令和5年度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和4年度から 令和6年度まで	660,000
道路維持管理業務委託事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,080,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一級河川福川河川改修費	令和5年度から 令和6年度まで	1,150,000
一級河川有地川河川改修費	令和5年度	30,000
二級河川堺川河川改修費	令和5年度	280,000
二級河川沼田川河川改修費	令和5年度	50,000
二級河川岡ノ下川河川改修費	令和5年度	60,000
二級河川手城川河川改修費	令和5年度	440,000
二級河川大河原川河川改修費	令和5年度	100,000
一級河川京橋川高潮対策事業	令和5年度	100,000
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和5年度	100,000
二級河川藤井川高潮対策事業	令和5年度	100,000
二級河川三津大川河川災害関連事業	令和5年度	200,000
魚切ダム堰堤改良事業	令和5年度	130,000
梶毛ダム堰堤改良事業	令和5年度	100,000
棕梨ダム堰堤改良事業	令和5年度	80,000
山田川ダム堰堤改良事業	令和5年度	100,000
河川事業（単独）	令和5年度	500,000
河道浚渫事業	令和5年度	400,000
護岸等修繕事業	令和5年度	170,000
河川維持管理業務委託事業	令和5年度から 令和6年度まで	143,000
東山本川通常砂防事業	令和5年度	100,000
砂防激甚災害対策特別事業	令和5年度	5,800,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
砂防事業（単独）	令和 5 年 度	250,000
砂防維持管理業務委託事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	9,000
海岸維持管理業務委託事業	令和 5 年 度	20,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	4,209,000
重要港湾福山港修築事業	令和 5 年 度	208,000
厳島港地方港湾修築事業	令和 5 年 度	150,000
国際拠点港湾広島港環境整備事業	令和 5 年 度	200,000
重要港湾尾道糸崎港環境整備事業	令和 5 年 度	100,000
厳島港港整備交付金	令和 5 年 度	208,000
大竹港港整備交付金	令和 5 年 度	625,000
大西港港整備交付金	令和 5 年 度	208,000
忠海港港整備交付金	令和 5 年 度	104,000
港湾事業（単独）	令和 5 年 度	390,000
港湾維持管理業務委託事業	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	111,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経 費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	1,500,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債 務保証	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	1,500,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
栗柄広谷線街路事業	令和5年度	200,000
街路事業（単独）	令和5年度	200,000
広島県立みよし公園設備改修事業	令和5年度	52,500
広島県立びんご運動公園設備改修事業	令和5年度	210,000
公園事業（単独）	令和5年度	31,500
建築基準法等施行費	令和5年度	6,586
土木施設災害復旧事業	令和5年度	2,000,000
県立学校施設整備事業	令和5年度	1,417,025
県立特別支援学校通学対策事業	令和4年度から 令和9年度まで	4,070,750
歴史博物館運営費	令和5年度	127,600
監査充実強化事業	令和5年度から 令和6年度まで	30,920

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	28,000,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	7,825,200	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	130,400	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,348,700	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	1,800,800	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	10,600	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	1,944,900	同上	同上	同上
都市圏魅力創造戦略推進事業	180,000	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	6,800	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	686,100	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	95,300	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	388,800	同上	同上	同上
高等技術専門校整備事業	57,400	同上	同上	同上
漁港改良事業	30,900	同上	同上	同上
広島高速道路公社出資	925,000	同上	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	13,000	同上	同上	同上
港湾改良事業	1,405,600	同上	同上	同上
交番・駐在所庁舎建設事業	198,300	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	838,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
警察施設整備事業	1,683,200	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	8,300	同上	同上	同上
公園整備事業	203,100	同上	同上	同上
防災対策事業	13,765,300	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	10,801,600	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	2,296,800	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	919,300	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	925,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	0	同上
臨時財政対策	24,895,000	同上	8.5以内	同上
退職手当	1,300,000	同上	同上	同上
合 計	102,684,400			

県第 2号議案

令和 4 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 4 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,083,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		24,000
	1 証紙収入	23,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		3,059,048
	1 証紙代金収納計器収入	3,059,047
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		3,083,048

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 証紙繰出金		24,000
	1 証紙繰出金	24,000
2 証紙代金収納計器繰出金		3,059,048
	1 証紙代金収納計器繰出金	3,059,048
歳 出 合 計		3,083,048

県第 3号議案

令和 4 年度広島県管理事務費特別会計予算

令和 4 年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 637,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		637,607
	1 繰越金	1
	2 諸収入	637,606
歳 入 合 計		637,607

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理事務費		637,607
	1 用品調達費	435,554
	2 通信管理費	202,053
歳 出 合 計		637,607

県第 4号議案

令和 4 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 4 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 280,262,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		280,262,876
	1 財産収入	692,711
	2 繰入金	193,447,165
	3 県債	86,123,000
歳 入 合 計		280,262,876

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 公債管理費		280,262,876
	1 公債管理費	280,262,876
歳 出 合 計		280,262,876

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換	85,602,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県営住宅事業費特別会計借換	521,000	同上	同上	同上
合 計	86,123,000			

県第 5号議案

令和 4 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 4 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,867千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		457,867
	1 繰入金	2,676
	2 繰越金	273,011
	3 諸収入	182,180
歳 入 合 計		457,867

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金		457,867
	1 母子・父子・寡婦福祉費	457,867
歳 出 合 計		457,867

県第 6号議案

令和 4 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 4 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,597,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		229,597,784
	1 分担金及び負担金	65,535,677
	2 国庫支出金	62,045,931
	3 療養給付費等交付金	305
	4 前期高齢者交付金	85,570,618
	5 共同事業交付金	371,252
	6 財産収入	365
	7 繰入金	14,098,493
	8 繰越金	1,975,143
歳 入 合 計		229,597,784

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		229,597,784
	1 総務費	12,463
	2 国民健康保険運営費	229,375,461
	3 保健事業費	200,000
	4 基金積立金	365
	5 諸支出金	9,495
歳 出 合 計		229,597,784

県第 7号議案

令和 4 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和 4 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,858,932千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		1,858,932
	1 繰入金	20,856
	2 繰越金	16,071
	3 諸収入	1,822,005
歳 入 合 計		1,858,932

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 中小企業支援資金		1,858,932
	1 貸付金	20,855
	2 諸支出金	1,838,077
歳 出 合 計		1,858,932

県第 8号議案

令和 4 年度広島県農水産振興資金特別会計予算

令和 4 年度広島県農水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		6,531
	1 繰入金	1
	2 繰越金	6,422
	3 諸収入	108
2 沿岸漁業改善資金収入		1,299
	1 繰入金	2
	2 繰越金	1,296
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		7,830

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金		6,531
	1 農業改良資金	6,531
2 沿岸漁業改善資金		1,299
	1 沿岸漁業改善資金	1,299
歳 出 合 計		7,830

県第 9号議案

令和 4 年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和 4 年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 676,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		676,753
	1 国庫支出金	32,016
	2 財産収入	376,154
	3 繰入金	130,847
	4 繰越金	134,947
	5 諸収入	2,789
歳 入 合 計		676,753

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営林事業費		676,753
	1 県営林事業費	676,753
歳 出 合 計		676,753

県第10号議案

令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,045,574千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		16,045,574
	1 分担金及び負担金	203,075
	2 使用料及び手数料	2,326,630
	3 財産収入	4,277,564
	4 繰越金	1
	5 諸収入	101,504
	6 県債	9,136,800
歳 入 合 計		16,045,574

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業費		16,045,574
	1 公債費	7,711,859
	2 広島港費	3,697,785
	3 福山港費	668,845
	4 尾道糸崎港費	57,499
	5 地方港湾費	136,100
	6 諸支出金	3,755,501
	7 漁港費	17,985
歳 出 合 計		16,045,574

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島港出島地区臨海土地造成事業	令和5年度	612,000

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	9,136,800			
広島港整備事業	7,766,200	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	750,300	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	191,500	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	428,800	同上	同上	同上
合 計	9,136,800			

県第11号議案

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,152,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		6,152,813
	1 使用料及び手数料	2,981,737
	2 国庫支出金	891,306
	3 財産収入	1,666
	4 繰入金	1,131,838
	5 繰越金	34,881
	6 諸収入	3,685
	7 県債	1,107,700
歳 入 合 計		6,152,813

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営住宅事業費		5,169,551
	1 県営住宅事業費	5,169,551
2 公債費		983,262
	1 公債費	983,262
歳 出 合 計		6,152,813

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
住宅建設事業	令和5年度から 令和6年度まで	3,395,384

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	1,107,700	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	1,107,700			

県第12号議案

令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 584,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		584,917
	1 繰越金	327,997
	2 諸収入	256,920
歳 入 合 計		584,917

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 高等学校等奨学金		584,917
	1 高等学校等奨学金	584,917
歳 出 合 計		584,917

県第13号議案

令和4年度広島県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度広島県病院事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	院	数	2	病院
(2)	病	床	数	798	床
(3)	年	間	患	者	数
		入		院	199,612 人
		外		来	317,820 人
(4)	一	日	平	均	患
		入		院	547 人
		外		来	1,308 人
(5)	主	要	な	建	設
		改	良	事	業
		県	立	広	島
		病	院	整	備
		事	業		338,017 千円
		機	械	器	具
		及	び	備	品
		整	備	費	842,111 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入
第1款	病	院	事	業	収
				益	28,181,480 千円
第1項	医	業	収	益	24,119,476 千円
第2項	医	業	外	収	益
				益	4,032,004 千円
第3項	特	別	利	益	30,000 千円
				支	出
第1款	病	院	事	業	費
				用	28,159,159 千円
第1項	医	業	費	用	27,649,123 千円

第2項	医	業	外	費	用	457,986 千円
第3項	特	別	損	失		52,050 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,534,533千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 209千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,534,324千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	1,915,141 千円	
第1項	企	業	債			1,150,500 千円	
第2項	出	資	金			1,802 千円	
第3項	負	担	金			734,711 千円	
第4項	そ	の	他	雑	収	益	28,128 千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	3,449,674 千円	
第1項	建	設	改	良	費	1,206,663 千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	2,243,011 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 県立病院の施設の整備等資金に充てるため。

限度額 1,150,500千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,503,809 千円

(2) 交際費 540 千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院運営助成及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,720,724千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,607,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	医療情報システム	1 式

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第14号議案

令和4年度広島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度広島県工業用水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年 間 総 給 水 量	107,376,210	m ³
(2)	一 日 平 均 給 水 量	294,181	m ³
	工 業 用 水 道	222,181	m ³
	上 水 道	72,000	m ³
(3)	給 水 対 象 事 業 所 数	38	件
	工 業 用 水 道	35	件
	上 水 道	3	件
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	太田川東部工業用水道事業	440,574	千円
	沼田川工業用水道事業	432,886	千円
	太田川東部工業用水道第2期事業	86,091	千円
	太田川東部工業用水道第2期拡張事業	34,483	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益			2,936,015 千円
第1項	営 業 収 益			2,761,468 千円
第2項	営 業 外 収 益			137,247 千円
第3項	特 別 利 益			37,300 千円
		支	出	
第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用			2,845,881 千円

第1項	営	業	費	用	2,699,319 千円	
第2項	営	業	外	費	用	142,562 千円
第3項	予	備	費		4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 777,725千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,047千円、過年度分損益勘定留保資金 378,956千円及び当年度分損益勘定留保資金 341,722千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	894,373 千円			
第1項	企	業	債			527,100 千円			
第2項	固	定	資	産	売	却	代	金	16,834 千円
第3項	工	事	負	担	金	148,429 千円			
第4項	受	託	金			202,009 千円			
第5項	関	連	収	入		1 千円			

支 出

第1款	資	本	的	支	出	1,672,098 千円									
第1項	建	設	改	良	費	994,828 千円									
第2項	企	業	債	償	還	金	640,310 千円								
第3項	他	会	計	か	ら	の	長	期	借	入	金	償	還	金	33,800 千円
第4項	補	助	金	返	還	金	3,160 千円								

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道事業	令和5年度から 令和7年度まで	308,420 千円
沼田川工業用水道事業	令和5年度から 令和7年度まで	574,193 千円

第1項	営業費用	2,699,319 千円
第2項	営業外費用	142,562 千円
第3項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 777,725千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,047千円、過年度分損益勘定留保資金 378,956千円及び当年度分損益勘定留保資金 341,722千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	894,373 千円
第1項	企業債	527,100 千円
第2項	固定資産売却代金	16,834 千円
第3項	工事負担金	148,429 千円
第4項	受託金	202,009 千円
第5項	関連収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,672,098 千円
第1項	建設改良費	994,828 千円
第2項	企業債償還金	640,310 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	33,800 千円
第4項	補助金返還金	3,160 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道事業	令和5年度から 令和7年度まで	308,420 千円
沼田川工業用水道事業	令和5年度から 令和7年度まで	574,193 千円

太田川東部工業用水道第2期事業	令和5年度から 令和7年度まで	354,820千円
太田川東部工業用水道第2期拡張事業	令和5年度から 令和7年度まで	26,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 527,100千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 242,556千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

太田川東部工業用水道第2期事業	令和5年度から 令和7年度まで	354,820千円
太田川東部工業用水道第2期拡張事業	令和5年度から 令和7年度まで	26,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 527,100千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 242,556千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和4年度広島県土地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土 地 造 成 事 業	
土 地 造 成 事 業 費	471,254 千円
箕 島 地 区 土 地 造 成	382,397 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	48,857 千円
開 発 整 備 推 進	40,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 土 地 造 成 事 業 収 益		47,915 千円
第1項 営 業 収 益		1 千円
第2項 営 業 外 収 益		47,914 千円
	支 出	
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用		265,931 千円
第1項 営 業 費 用		189,228 千円
第2項 営 業 外 費 用		75,703 千円
第3項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,444,343千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,444,343千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		2,283,040 千円

第1項	出	資	金	2,276,911 千円
第2項	受	託	金	6,128 千円
第3項	関	連	収 入	1 千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	3,727,383 千円
第1項	土	地	造	成	費	471,254 千円
第2項	受	託	工	事	費	6,129 千円
第3項	企	業	債	償	還 金	3,250,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
箕 島 地 区 土 地 造 成 事 業	令 和 5 年 度	38,824 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	88,406 千円
-----------	-----------

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	76,528,820 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	209,668 m ³
(3) 給 水 対 象 事 業 所 数	15 件
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
広島水道用水供給施設建設事業	3,939,724 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,105,244 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	998,052 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道用水供給事業収益		11,511,187 千円
第1項 営 業 収 益		10,276,488 千円
第2項 営 業 外 収 益		1,174,076 千円
第3項 特 別 利 益		60,623 千円
	支 出	
第1款 水道用水供給事業費用		9,824,732 千円
第1項 営 業 費 用		9,231,510 千円
第2項 営 業 外 費 用		590,222 千円
第3項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,977,717千円は、当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額 327,168千円、建設改良積立金 1,320,220千円、過年度分損益勘定留保資金 1,485,657千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,844,672千円で補填するものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		2,174,474 千円
第1項	出資金		919,300 千円
第2項	固定資産売却代金		11,631 千円
第3項	補助金		977,274 千円
第4項	受託金		266,268 千円
第5項	関連収入		1 千円
		支 出	
第1款	資本的支出		8,152,191 千円
第1項	建設改良費		6,051,037 千円
第2項	企業債償還金		2,098,182 千円
第3項	補助金返還金		2,972 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設建設工事	令和5年度から 令和8年度まで	10,152,003 千円
広島西部地域水道用水供給施設 建設工事	令和5年度から 令和9年度まで	3,829,450 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和5年度から 令和7年度まで	421,997 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 772,606 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和4年度広島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流 域 関 連 市 町 数	9 市町
(2) 年 間 総 処 理 水 量	81,322,000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	222,800 m ³
(4) 建 設 改 良 事 業	
太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	854,903 千円
芦 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	802,690 千円
沼 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	1,448,984 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流 域 下 水 道 事 業 収 益		9,074,692 千円
第1項 営 業 収 益		5,523,617 千円
第2項 営 業 外 収 益		3,546,217 千円
第3項 特 別 利 益		4,858 千円

	支 出	
第1款 流 域 下 水 道 事 業 費 用		9,058,256 千円
第1項 営 業 費 用		8,807,722 千円
第2項 営 業 外 費 用		227,476 千円
第3項 特 別 損 失		20,058 千円
第4項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 884,601千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,668千円、過年度分損益勘定留保資金 538,147千円及び当年度分損益勘定留保資金 340,786千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	3,513,680 千円
第1項	企 業 債	741,500 千円
第2項	補 助 金	2,074,023 千円
第3項	工 事 負 担 金	698,156 千円
第4項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,398,281 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,106,577 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,291,704 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川流域下水道建設事業	令和5年度から 令和6年度まで	411,900 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,255,431 千円
沼田川流域下水道建設事業	令和5年度	25,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 741,500千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 151,556 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,446,418千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

